

陳情番号	陳情第25号	受理日	令和4年6月24日
件名	NPO法人からの金品授受が問題となっていた坂上明議員が議長に選ばれたことに関する陳情		
陳情者	住所 西宮市樋ノ口町2丁目 氏名(団体名) 八木 和美		

(陳情趣旨)

6月17日、西宮市議会において、本年度の西宮市議會議長に坂上明議員が選出されたとの報道を耳にし、市民として、耳を疑い啞然となりました。

かつて、障害者の就労支援を行ってきたNPO法人から多額の金品を受け取り報道によれば、数千万円から1億を超える額ではないかとの内容もありました。その疑惑の議員を議長に選ぶ市議会とはどのような議会なのでしょうか。

それほどの大事件であったにもかかわらず、その後どのように当該議員が釈明をしたのか、それとも全く事実無根であったのか、証拠を示しての釈明などではなく、当該議員の事実の否定だけでは、市民にはウヤムヤのまま、このような疑惑のままの議員を議長として選んでしまった事態になったと認識しております。西宮市議会における他の議員の質問では、NPO法人の代表に同行して、市の幹部に何度も面会させて、市の清掃事業などの受注を拡大させたのではと推測させる点も公になってあっせん利得罪などの疑いは払拭し切れていないと考えられます。

そして、2017年12月、西宮市議会は、「坂上明議員とNPO法人との間での金品授受等をめぐる報道に関して、西宮市議会として真相解明に努力する決議」を全会一致で可決しておられます。

その後段では、

《坂上議員の代理人である弁護士より議長あてに、「一連の報道は『いずれも事実に反することであり、市会議員の名誉を著しく害するもの』として『近日中に刑事告訴をするとともに、民事裁判を提起する予定』」との文書が提出されたことが紹介された。

しかしながら、このたびの一連の報道では、第三者の証言や、旅行代金および洋服仕立て代の領収書の存在などが指摘されており、「事実に反する」という坂上議員の主張のみでは、真実は不明のままである。

一方で、坂上議員は2008年3月議会から2013年3月議会までの5年間で計7回、障害者就労支援について一般質問し、事実上当該NPO法人を優遇することを求め、市当局

もそれにこたえてきた経緯がある。その時期は、坂上議員が接待されていたとされる時期、旅行や洋服を仕立てた時期にも符合する。金品授受等が事実ならば、坂上議員の行為は、あっせん利得罪や収賄罪にあたる可能性がある重大事態であり、議員としての道義的責任が厳しく問われることになる。

よって、西宮市議会として、~~市民~~に対しての説明責任からも、坂上議員が予定している司法の場での真相解明をただ待つのではなく、坂上議員と NPO 法人との間での金品授受等をめぐる報道に関して、真相を解明することに努める》としています。

市民からすれば、疑惑の晴れない議員としての印象しかなく、この決議文の内容を厳格に履行していただきたいと願うとともに、この疑惑の議員を議長に選んでしまった会派への釈明も求めたく、以下陳情するものです。

(陳情事項)

- 1 2017 年 12 月の決議文の中の《弁護士より議長あてに、「一連の報道は『いずれも事実に反することであり、市会議員の名誉を著しく害するもの』として『近日中に刑事告訴をするとともに、民事裁判を提起する予定』」との文書が提出された》とあったが、その後、刑事告訴、民事提訴を行った形跡はありません。なぜ、行わなかったのか、坂上議長から説明していただきたい。
- 2 同決議文中、《坂上議員が予定している司法の場での真相解明をただ待つのではなく、坂上議員と NPO 法人との間での金品授受等をめぐる報道に関して、真相を解明することに努める》あるが、市議会として、どのように努めてきたのか、明らかにされたい。
- 3 議長選任に関して、28 票対 12 票で選ばれたと「議長の選挙」の開票結果で知りました。過去から現在に至るまで、この疑惑が晴れていないままの議員を今回、議長に選んだ各会派は、その点、なぜ、選んだのかの理由を明らかにしていただきたい。